

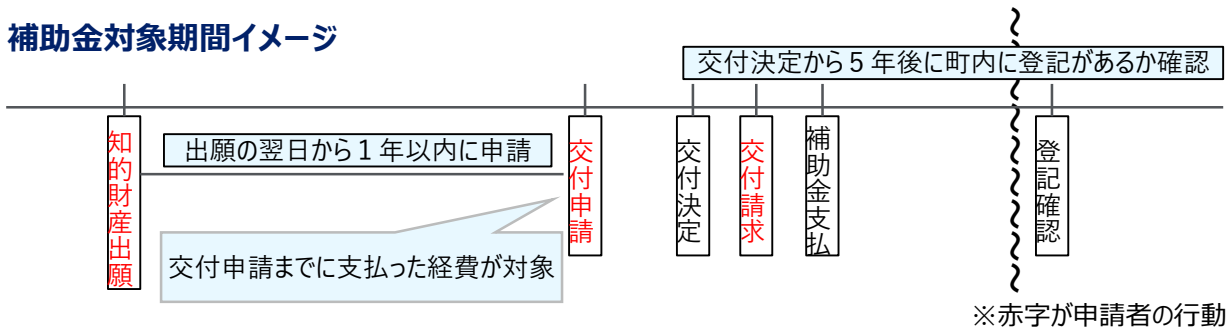
# 福島県 大熊町 知的財産権取得促進補助金のご案内



知的財産権の取得に要する費用の一部を補助します！！

補助対象の知的財産権	①特許権②実用新案権③意匠権④育成者権 ※外国出願も含む。商標権は対象外
補助対象者	①知的財産権の取得に係る出願の際に本店登記地が大熊町内となっていること。 ②当該補助金交付申請及び実績報告の際に本店登記地が大熊町内となっていること。 ③当該補助金交付決定の日から5年以上、本店登記地を大熊町内とし、引き続き事業を営む意思があること。等
補助対象経費	○出願等の手続に係る弁理士等代理人への報酬等 ○外国出願に係る委託費等 ×出願料、審査請求料、審判関係手数料、特許料、登録料等の 各国・地域の特許庁に支払う直接費用
補助率	補助対象経費の10/10
1件あたり補助額上限	国内出願：50万円 外国出願：100万円
1企業あたりの上限額	1,000万円（通年）
申請期限	出願日の翌日から1年以内

## 補助金対象期間イメージ



## ■ 関連するその他の知的財産に関する補助金や減免制度

### ● 特許料等軽減制度

所定の要件を満たせば「出願審査請求料」「特許料（第1年分から第10年分）」が4分の1に軽減されるなど他地域に比べて優遇措置があります（他地域の中小企業は2分の1）。



### ● 早期審査制度

特許庁では、震災により被災された企業等の知的財産を活用した復興を支援するため、「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施しており、通常よりも早く審査・審理を受けられます。



### ● その他補助金や各支援機関による支援内容

一般社団法人福島県発明協会の活用ガイドブックをご参照いただき、各支援機関にご相談ください。県内特許事務所も掲載されています。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください

問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp

令和6年4月現在



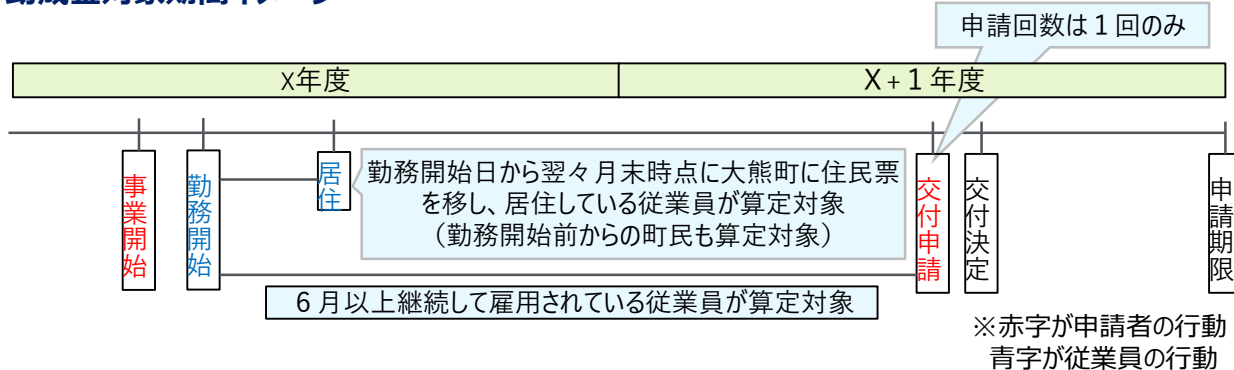
# 福島県 大熊町 雇用促進助成金のご案内



町内居住の町民を雇用し、6月以上雇用を継続する  
取り組みを助成します！！

対象事業者	①町内で行う事業について、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の交付決定を受けていること ②町内に本店又は支店の登記を有していること ③勤務開始日から翌々月末時点において、町内に住所を有し、かつ、町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、従業員の勤務開始日から6月を経過した日において雇用を継続していること 等
交付額	正規従業員 1人につき <b>30万円</b> 非正規従業員 1人につき <b>20万円</b>
交付上限額	<b>1,000万円</b>
申請回数上限	1回（通年）
申請期限	町内で事業を開始した日が属する年度から翌年度末まで

## 助成金対象期間イメージ



## ■関連するその他の助成金や雇用支援機関

●要件を満たせば、「ふくしま産業復興雇用支援助成金（雇入費）」との併用が可能です。併せてご活用ください。



●雇用に関する関係支援機関  
大熊町では企業の雇用・採用活動を支援する「福島広域雇用促進支援協議会」や「ふくしま12市町村移住支援センター」等の関係機関と連携し、企業様の雇用の募集から企業見学等の採用活動を支援いたします。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください

問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp 令和6年4月現在



# 福島県 大熊町

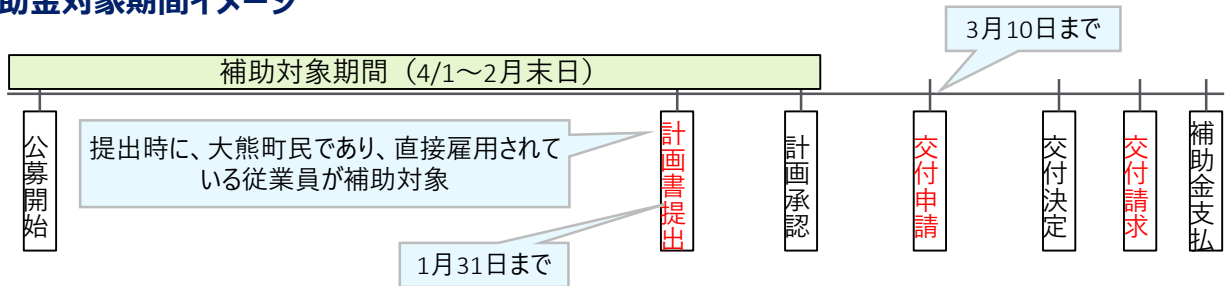
## 就労サポート補助金のご案内



事業者の人材確保支援のため、遠隔地からの通勤者のサポート、従業員の人材育成のサポートをします！！

補助対象事業者	①町内で行う事業について、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の交付決定を受けていること ②地元常用従業員を増加する雇用計画があること 等	
補助対象従業員	①補助事業計画提出時において、住民登録が大熊町にある者。ただし、現在の居住地は問わない。 ②補助事業計画提出時において、事業者が直接雇用している者 ③正規雇用労働者（短時間正社員も含む。）又は非正規雇用労働者であって事業者の定めた1週間の所定労働時間を満たす者（契約社員、嘱託社員等を含む。）	
補助対象期間	計画承認の日が属する年度の4月1日から2月末日まで	
補助項目	通勤環境に関する取組	人材育成に関する取組
補助対象経費	通勤手当に要する経費	受講料、受験料等
補助率	補助対象経費の最大1/2	
申請回数上限	1事業者3回（同一年度1回まで）	
補助上限額 （申請1回あたり）	500万円	200万円
	合計で500万円	
1企業あたりの上限額	最大1,500万円 （申請1回の上限500万円×申請回数3回）	

### 補助金対象期間イメージ



※赤字が申請者の行動

### ■ 関連するその他の補助金や雇用支援機関

#### ● 雇用に関する関係支援機関

大熊町では企業の雇用・採用活動を支援する「福島広域雇用促進支援協議会」や「ふくしま12市町村移住支援センター」等の関係機関と連携し、企業様の雇用の募集から企業見学等の採用活動を支援いたします。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください

問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp 令和6年4月現在



# 福島県 大熊町

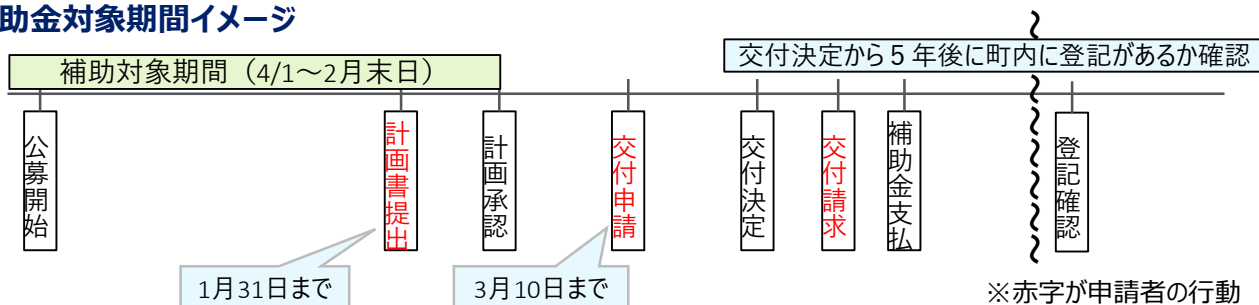
## 創業・本社機能移転促進補助金のご案内



町内で新規創業又は町内に本社機能移転する事業者様の様々な経費を補助します。

補助対象事業者	①福島イノベーション・コースト構想における重点分野又は福島国際研究教育機構の研究開発分野の事業を行っている又は行う計画があること ②町内にて新たに法人を設立して1年を経過しない者 ③本社機能を有する事業所を町内に移転する者 ④交付決定の日から5年以上町内に本社機能を維持し事業を行う者 等	
補助対象期間	計画承認の日が属する年度の4月1日から2月末日まで	
補助対象経費	・土地又は建物の購入に係る費用 ・建設に係る費用 ・土地又は建物の賃借に係る費用 ・事務所の整備費 ・備品等の調達費 ・輸送費 等	
補助率	補助対象経費の10/10	
	新規創業する事業者	本社機能を移転する事業者
申請回数上限	2回	1回
補助上限額	200万円	町内従業者に応じて 200万円～500万円

### 補助金対象期間イメージ



### ■関連するその他の補助金

#### ●福島県本社機能移転促進雇用奨励金

福島県では、県内に本社機能を移転または拡充する企業等に対し、新規地元雇用者1人につき100万円の奨励金を交付する制度があります。



#### ●福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

福島県では、12市町村内における創業や12市町村外からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助する制度があります。



#### ●福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

福島県では、原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助する制度があります。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください  
 問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp 令和6年4月現在

